

## ○制限付一般競争入札実施要領の運用について

平成19年9月6日 建情第628号  
各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、各  
局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部長、  
建設部長

〔沿革〕 平成21年3月4日建情第1306号、23年3月15日建情第1272号、26年2月14日建管第1893号、28年12月26日建管第1709号改正

制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」。以下「要領」という。）の適正な執行を図るため、次のとおり運用を定めたので、適切な事務処理を行ってください。

なお、「制限付一般競争入札に付する工事の予定価格について（平成12年6月26日付け事調第731号農政部長通達）」、「一般競争入札に付する水産土木工事及び森林土木工事の予定価格及び入札参加資格の要件となる客観的要素の評定数値について（平成19年4月11日付け水林総第133号水産林務部長通達）」及び「制限付一般競争入札に付する工事の予定価格について（平成12年5月31日付け建情第370号建設部長通達）」は廃止します。

### 記

#### 要領2 関係

- 1 制限付一般競争入札を適用する工事は、次のとおりとする。
  - (1) 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに公告を行うもの  
予定価格の額が1億円以上の工事
  - (2) 平成20年4月1日以後に公告を行うもの  
予定価格の額が1千万円以上の工事
- 2 次に掲げる場合にあっては、指名競争入札によることができるものとする。
  - (1) 災害など緊急を要する工事
  - (2) 本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事
  - (3) 発注時期に制約のある工事
  - (4) その他特別な事情がある場合

#### 要領4 関係

- 1 入札参加資格の設定に当たっては、競争性の確保及び地域性を考慮の上、応札可能者数を原則20者以上確保すること。

なお、工事の種類、特殊性、発注機関の地域状況等から、これにより難しい場合は、実情に応じた取扱いを行うことができるものとする。
- 2 (1)キに規定する要件である特定建設業者は、発注工事の規模等に応じて、「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者」とすることができる。
- 3 (1)クなお書きに規定する要件は、予定価格の額が2億5千万円未満（建築工事におい

ては3億円未満)である場合には、契約の適正な履行及び競争性を確保できる範囲内において、応札可能者数を勘案し、一定地域内に主たる営業所を有することを基本とし、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有することとする要件も設定することができる。

なお、対象工事等については、農政部長、水産林務部長又は建設部長が別に定めるものとする。

- 4 (1)コに規定する要件は、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

#### 要領5 関係

ウの「特定関係調書」については、当該調書の提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出させるものとする。

#### 要領9 関係

- 1 公告等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 確定した設計図書等に替えて、工事の概要を示す調書及び概要図(位置図、標準断面図等)(以下「概要図等」という。)により行うものとする。
- (2) (1)による場合にあっては、設計図書等が確定した段階で、支出負担行為担当者の決定を要するものとする。
- (3) 入札の参加申請書の提出期限については、要領5の(2)の「図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。))を「概要図等」と読み替えるものとする。
- (4) 設計図書等の閲覧については、要領8の(1)の規定にかかわらず、制限付一般競争入札参加資格審査結果通知の日から入札日の前日までとする。

- 2 平易な工事の特例の対象となる工事の予定価格の額については、農政部長、水産林務部長又は建設部長がそれぞれ別に定めるものとする。

#### 要領13 関係

公告に当たっては、建設業法第20条及び北海道財務規則第144条で定められた見積期間を遵守の上、期間の設定を行うものとする。

〔 農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ 〕